

# 税金のお知らせ 平成31年度(平成30年分)の税の申告受付開始

問い合わせ 市・県民税について 税務課 市民税係 (☎内線330・331・336)  
 所得税について 筑紫税務署 ☎(923)1400

## 市・県民税の申告

会場 市役所4階大会議室

期間 2月22日(金)～3月15日(金)(土・日曜日を除く)

※上記の期間中は、市役所1階の税務課では申告書の受付を行いません。

受付時間 午前9時～午後3時30分 ※初日や午前は混雑が予想されます。

### 対象地区

期 日	対 象 地 区
2月22日(金) 2月25日(月) 2月26日(火) 2月27日(水)	北谷・内山・松川・三条・三条台 連歌屋・馬場・湯の谷・湯の谷西・大町 新町・白川・秋山・五条・五条西
2月28日(木) 3月1日(金) 3月4日(月) 3月5日(火)	五条台・東ヶ丘・星ヶ丘 高雄・高雄台・梅ヶ丘 梅香苑・緑台
3月6日(水) 3月7日(木) 3月8日(金) 3月11日(月)	水城・水城台・水城ヶ丘 国分・坂本・観世音寺 東観世・桜町・榎
3月12日(火) 3月13日(水) 3月14日(木) 3月15日(金)	榎寺・芝原・通古賀・都府楼・大佐野 つつじヶ丘・ひまわり台・大佐野台 向佐野・長浦台・吉松・青葉台

### 必要なもの

☐にチェックをしてご確認ください	
<input type="checkbox"/> 年金や給与の源泉徴収票 など、30年中の所得が わかるもの	<input type="checkbox"/> 本人確認ができる書類(運 転免許証、障害者手帳、 パスポートなど)
<input type="checkbox"/> 30年中に支払った健康保 険料・生命保険料・地震 保険料等の控除証明書	<input type="checkbox"/> 本人および扶養親族の個人 番号が確認できる書類(マ イナンバーカード、通知 カードなど)
<input type="checkbox"/> 印鑑(認め印可)	
※以下は該当者のみ	
<input type="checkbox"/> <代理人が申告する場合> 代理人の本人確認書類 委任状	<input type="checkbox"/> <医療費控除を申告する場合> 医療費控除に関する明細書 または病院や薬局の領収書
<input type="checkbox"/> <障害者控除を申告する場合> 障害者手帳など	<input type="checkbox"/> <国外居住親族を扶養親族 として申告する場合> 親族関係書類 送金関係書類

※対象地区が異なる日でも申告できます。事前連絡は不要です。  
 ※郵送での申告も受け付けます。記入済の申告書に控除証明  
 書などを添付してください。  
 ※まほろば号などの公共交通機関をご利用ください。

※医療費控除を申告される人は、医療を受けた人ごとに病院や薬  
 局の領収書を整理し、必ず事前に集計をお願いします。

## 市・県民税の申告が必要な人

平成31年1月1日現在、本市に住所がある人。ただし、次の人は市県民税の申告をする必要はありません。

- ①所得税の確定申告をする人  
(市役所で受け付けは行っていません)
- ②給与所得のみの人で、勤務先から市役所へ給与支払報告書  
(源泉徴収票)が提出されている人  
(提出の有無については勤務先へご確認ください)
- ③公的年金などの所得のみの人で控除の追加がない人
- ④無収入で同一世帯のどなたかの扶養親族になっていた人

※左記の①～④に該当する人でも、国民健康保険や後期高  
 齢者医療、国民年金などの関係で申告が必要な場合があ  
 ります。国民健康保険については18頁をご確認ください。  
 ※給与・年金以外で少額でも収入があった場合、所得税の  
 確定申告が不要であっても、市・県民税の申告は必要です。  
 ※申告が必要と思われる人には申告書を郵送します。郵送  
 されていない人で申告が必要と思われる場合は、申告す  
 るか、問い合わせください。

## 所得税の確定申告

### 筑紫税務署の確定申告会場

会場 イオンモール筑紫野 3階イオンホール  
(筑紫野市立明寺434-1)  
 期間 2月18日(月)～3月15日(金)  
(土・日曜日を除く)  
 時間 午前9時～午後4時

※期間中筑紫税務署本庁舎では、作成済みの申告書  
 のみ受け付けます。  
 ※詳細は1月1日号の広報だざいふ10頁をご覧ください。

### 本市の確定申告相談会場

65歳以上(昭和29年1月1日以前生)で、収入が年金・給与のみの方の確  
 定申告相談会場  
 会場 いきいき情報センター 2階多目的ホール  
 日時 2月5日(火)～8日(金) 午前9時～午後4時  
 ※受付を早めに終了する場合があります。  
 ※駐車場が混雑するため、公共交通機関をご利用ください。

※収入が年金・給与のみで、病気や身体が不自由であるため、筑紫税務署  
 の確定申告会場での申告(相談)が困難な人は、本市の確定申告相談会場  
 をご利用ください。

#### 必要なもの

- 上記「市・県民税の申告」の「必要なもの」に記載しているもの
- 申告者本人の口座番号がわかるもの(所得税の還付がある人のみ)